

やまがた女性活躍応援連携協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 少子高齢化社会が進展し、労働力人口が減少する中、女性の力が最大限発揮できる社会づくりの推進が求められる。このため、各界・各分野を代表する機関・団体を参集し、本県における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みの効果的かつ円滑な実施とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備を目的に協力・連携する場として、「やまがた女性活躍応援連携協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(構成団体等)

第 2 条 協議会を構成する者・団体(以下「構成員」という。)は、別紙のとおりとする。

2 構成員以外の団体等から協議会への参加申し出があった場合は、構成員の過半数の承認を得ることにより、新たに構成員となることができる。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、構成員による互選により選出する。

2 会長は会務を総理する。会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(所管事項)

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、必要な取組み、情報共有及び検討・意見交換を行う。

(1) 女性の活躍推進及び支援に関すること。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。

(3) その他、第 1 条に掲げる目的の達成に必要な事項に関すること。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が議長となる。

2 協議会の会議において、必要があると認めるときは、議事に関係する者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、子育て推進部に置く。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 28 年 6 月 1 日から施行し、平成 38 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

やまがた女性活躍応援連携協議会構成員

分野	団体名
経済関係	一般社団法人山形県経営者協会
	山形県中小企業団体中央会
	山形県商工会連合会
	山形県商工会議所連合会
農業関係	山形県農業協同組合中央会
労働関係	日本労働組合総連合会山形県連合会
社会福祉関係	社会福祉法人山形県社会福祉協議会
金融関係	一般社団法人山形県銀行協会
報道関係	株式会社山形新聞社
教育関係	国立大学法人山形大学
学識経験者	国立大学法人山形大学 名誉教授 國方 敬司
就労支援関係	特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランド
市町村関係	山形県市長会
	山形県町村会
男女共同参画 関係団体	山形県男女共同参画センター
行政機関	山形労働局職業安定部職業安定課
	山形労働局雇用環境・均等室
	山形県